

大阪府・大阪市特別区設置協議会

《第13回協議会 議事録》

■日 時：平成26年1月31日(金) 14:10～14:50

■場 所：大阪府議会 第1委員会室

■出席者：浅田均会長、木下吉信副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、
(名簿順) 今井豊委員、大橋一功委員、岩木均委員、清水義人委員、林啓二委員、
花谷充愉委員、中村哲之助委員、坂井良和委員、吉村洋文委員、美延映夫委員、
明石直樹委員、辻義隆委員、柳本顕委員、長尾秀樹委員、山中智子委員

(浅田会長)

それでは、ただいまから第13回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催させていただきます。2時開会となっておりますが、皆様方におかれましては、定刻開催に格段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

まず、定足数であります。大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第6条第3項により、2分の1以上の20名全員の委員が出席いただいております。定足数に達し、会議が成立しておることを報告いたします。

資料配付についてであります。本日は、国との調整状況に関する資料などの提出がなされておりますので、配付させていただきます。

本日の進行でございますが、まず、前回、市長・知事提案がなされておりました。今回、この協議会の場で各党派のご意見、ご意向を聞かせていただくということになっておりましたので、まず前回の市長・知事提案に対する各党派のご意見を聞かせていただくところから始めさせていただきます。

それでは、前回の知事・市長提案に対しまして、ご意見を表明していただきたいと思っております。毎度申し上げますが、インターネット配信をしておりますので、まず挙手をしていただいた上で、私のほうから指名をさせていただきます。それで、マイクを通してご発言いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

では、維新、今井委員からお願いいたします。

(今井委員)

それでは、意見を述べさせていただきます。

前回、意見開陳でも強く申し述べましたが、さらに議論を深めるという前提で5区、北区・中央区分離案をベースにして骨格を決めて、加筆、修正しながら進めていくべきというふうに思うんです。したがって、知事・市長提案に賛成したいと思うんです。最後の最後は、やっぱり住民の皆さんに判断を仰いでいただくわけですから、具体的に判断材料を我々は今示すべきであると考えます。

各種世論調査でも都構想に関しては、中身がまだわからないという住民の皆さんの圧倒的な声があるということを考えると、今、判断材料をきちんと示すべきというふうに思う

わけで、5区、分離案ベースでの議論の深掘りをすべきというふうに考えます。以上です。

(浅田会長)

次に、公明は、清水委員。

(清水委員)

我が会派の法定協議会の議論を一つの案に絞り込むことについての見解を申し上げます。私たちは、二重行政を解消し、活力ある大阪の構築のために、大阪のあるべき新たな大都市制度を目指すべきと、こういった主張は何ら変わりはありません。

また、法定協議会におきましても、私たちは真摯に議論をしてまいりました。そのあるべき姿の具体を見出すために、様々な課題や問題点も指摘をしてまいりました。それを一つ一つ解決することで、確かな制度設計を積み上げることで大阪府民、大阪市民の皆様へ責任を持って提案できる案としてつくり上げたいと、このように念願しているからであります。

そもそも、この法定協議会も大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づくものであり、さらに今政府で地方自治法を改正する法案が準備されていると聞いておりますが、これも、全てこの大阪の動きが国を動かしているものと認識をしております。

また、これらの審議のために事務局となる大阪府市職員、約100名の体制で設置されました大都市局が知事・市長の指示によって、様々な資料やシミュレーション、あるいは具体的なパッケージ案など、審議のための資料を提供し、議論を深めてまいりました。

今、私たちは、この流れの中で、長年にわたる大阪府・大阪市のそれぞれの行政行為の検証をして、住民のための広域行政、基礎的自治体のあるべき姿を目指そうとしているのであります。

そのためにも、行政体の基本となります財政運営、財政コスト、職員体制など、また大阪だけでは解決できない法律の改正、国との関係や調整の結果が重要だと指摘してきました。その検証がなされなければ、絵に描いた餅になると危惧をしております。

以上のことから、まだまだ議論をすべきこと、積み残された国との協議・調整は多い。十分に課題の解決や整理ができた状況にはなっていないと考えるものであります。大事なことは、スケジュールを守るのではなくて、市民、住民のための制度をつくるための議論を様々な角度から深めることであり、したがって、我々は住民の皆様へ責任の持てる制度設計の積み上げの議論にはいまだ至らず、真摯に議論を続けたいと考えております。

これまで法定協議会の運営につきましては、全会派が合議し、全会一致を目指して進めてまいりました。指摘しているこれらの前提に明確な答えのない中で、区割り案を一つに絞り込むという手法は、様々な角度からの議論を奪うことにしかたならないのではないかと。今後も課題を一つ一つ乗り越えていく手法こそが確かな結果につながるものと考えております。

以上、こうした観点から現在の協議を続けるべきと考えますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

(浅田会長)

次、自民はどなたですか。花谷委員。

(花谷委員)

自民党の見解を申し上げます。

現段階で一つの案に絞って議論を深めていくということには反対です。以上です。

(浅田会長)

次に、民主・みらい、長尾委員。

(長尾委員)

民主・みらいの長尾です。私どもの見解を申し上げます。

この間、第2ステージの議論ということで、四つの区割り試案と制度設計案、パッケージ案に基づいて議論を続けてまいりましたけれども、まだその議論が煮詰まったと言える状況にはないというふうに思っておりますので、引き続き四つの案のままで議論を継続をしていただきたい。現時点では絞り込みはできない、すべきではないというふうに考えております。以上です。

(浅田会長)

それでは、最後に、共産、山中委員のほうからお願いいたします。

(山中委員)

共産党もこの間、提起をさせていただいているさまざまな問題、住民サービスの問題、区間の格差、庁舎の問題、一部事務組合の問題などなど、区割り云々以前のいろいろな問題がほとんど解決をされていないという状況の中で、一つの区割り案で議論をするという、そういう段階ではないというふうに考えています。

市長・知事のご提案には同意できないという、そういうことを申し上げておきます。

(浅田会長)

以上、各会派からご意見をいただきました。

知事・市長提案には同意できないというお考えが多数であったように理解いたします。

あと、これから協議を続けていく前に、いろいろ市長、知事、あるいは大都市局のほうに様々な課題について、これまでご質問がありましたので、大都市局、あるいは市長のほうからご発言いただけたらと思っておりますが。

橋下委員。

(橋下委員)

これまでの議論で、各会派から様々な課題が出されています。これまで指摘していただいたことに関して、対応したこと、また回答できることについて概略は僕から、そして詳

細は事務局から説明をしていきたいと思っております。

まず、大阪全体の改革と市町村への説明ということです。

協議会で指摘されたことは、大阪市解体という、矮小化した議論になっている。同時に、大阪市以外の市町村を含めた大阪全体の改革という視点も重要である。財政シミュレーションやパッケージ案は、新たな広域自治体及び特別区の将来的イメージをつかむにはほど遠く、新たな大都市制度実現の意義を確認できるものとなっていないというご指摘がありました。

最初に、基本認識として、僕が目指しているのは、決して大阪市役所だけの解体といった矮小化されたものではありません。大阪市役所とともに、大阪府庁も抜本的にこれをつくり直す、大阪府庁の解体でもあります。

大阪市役所と大阪府庁をまずゼロにしてですね、これまでの大阪市・大阪府、大阪市役所・大阪府庁の関係を再構築するためにも、両方の役所を一旦ゼロにして、両方とも解体して、そして大阪にふさわしい広域行政体と基礎自治体をつくっていくというものでありまして、決して大阪市役所の解体だけの提案ではありません。

また、この新たな大都市制度のもと、大阪全体がどうなるのか、現在も市長会、町村長会に伺って、説明・意見交換を行っています。よりわかりやすく、きめ細かく府内市町村や住民への説明に努めていきたいと思っております。

そのためにも、僕と、また知事の提案、さらに深掘りするためにも、5区・分離案というものに議論の対象を絞らせてもらって協議を進めてさせていただきたいというのが僕の強い気持ちです。

まず、事務分担についてのご指摘、これから個別に指摘いただいたことについてお答えをします。

事務分担について、協議会での指摘事項、中核市並みの事務分担については、法令改正の見込みを踏まえて、現実的視点に立ち、議論すべき時期に来ている。総務省との協議を踏まえ、事務分担、地方交付税を調整財源に加えることの可否、地方交付税の財政需要額の算定基準、実質公債費負担比率など早急な整理が必要とのご指摘がありました。

まず、事務分担や財政調整財源、実質公債費比率などに関する国との調整状況については、この後、事務局から報告をさせていただきます。

基本的に事務分担については、中核市の権限までは法改正の方向で協議を国と進めております。実質公債費比率の問題については、やり方を変える、少し仕組みを変えることでクリアできるという国の調整状況でありまして、交付税の一定額を調整財源に加えることも可能とする方向で調整をしています。法律だけではなく、条例等を使いながら、交付税の一定額を調整財源に加えることも可能な方向で今調整しております。

職員体制についての指摘事項ですが、職員体制については、事務分担の影響も受けることや、制度移行後の非技能労務職員の対応、技能労務職員の転任と再任用の活用が実現可能か疑問であるとの指摘をいただきました。

府市再編後の職員体制については、今年度の技能労務職員の転任や再任用職員の任用の状況を踏まえた上で、広域に移管する職員の数や経営形態の変更による影響、特に大阪市では民営化ということを進めておりますので、そのことによる影響、また新規採用で確保

できる職員数などを精査し、検討を進めていくよう大都市局に指示をしています。

特別区の財政収支不足対策について、協議会での指摘事項は、新しい大都市制度への移行当初から特別区の財政収支不足対策のために活用する補填財源の確保が必要であり、土地売却収入、財政調整基金、株式の活用を想定しているということだが、きちっと想定した収入が得られるのか疑問であるとの指摘をいただきました。

各特別区の財政収支不足への補填財源の確保については、直近の公有財産台帳データや土地売却の実績を挙げて、26年度末の財政調整基金の残高見込み、府市の予算や収支見通し、いわゆる粗い試算ですが、これらなども踏まえながら精査するよう担当部局に指示をしています。

システム改修やイニシャルコストについての指摘であります。協議会の指摘では、システムコストは具体的な業務内容、機器の設置箇所、処理の事務権限などを決定しないとコスト額が大きく変動する可能性がある。庁舎改修等のイニシャルコストの算定についても、民間ビルも活用した庁舎配置になっており、現実問題として可能かどうか、調査・検証が必要とのご指摘をいただきました。

システム改修については、区割り案や各特別区の所掌事務、職員体制などの検討の進捗を踏まえて見積もり諸条件や、システムの必要性の有無などを検証の上、精査していくよう指示をしています。

また、庁舎についても区割り案や各特別区の職員体制などの検討状況を踏まえた上で、区役所や工営所以外の市有施設、なお不足するスペースの民間ビル活用などについて精査していくよう指示をしております。

これらの議論を深掘りするためにも、4案を並列に議論するのではなく、1案を軸にししながら、他案も、もちろん参照しながら、ただ、議論は1案に絞りながら深掘りしないと現実的な精査・検討ができないものと認識しております。

広域自治体と成長の点です。協議会での指摘事項としまして、広域自治体における成長戦略に係る施策事業について、その総額や財源の根拠などを明確にする必要があり、広域の一元化でどれだけ稼ぐのか、シミュレーションが必要。広域で稼いだ財源を特別区と広域にどう配分するか決まっていないとの指摘がありました。

平成23年12月の市長就任以来、成長戦略の一元化や府市共同での特区申請など、大阪の成長・発展には知事とともに尽力をしてきました。この結果、大阪経済に復活の兆しも見えつつあります。一例として、関西国際線外国人旅客数の伸びや、有効求人倍率の伸びなどがあります。

そのほか、現在報道である様々な経済指標も上向き状況にありまして、決してそれは大阪の施策だけというわけではありませんけれども、それでもこれまで知事・市長、大阪府庁・大阪市役所が一体となって取り組みをやっている結果が出てきているものと思っております。この成長を軌道に乗せ加速していくには、府市を再編し、新たな広域自治体に広域機能を一元化することで財源やマンパワーを集約し、迅速な意思決定のもと、これまで行ってきた府市の取り組みを、さらに加速させ、またこれを僕と知事の属人的なものにせず、恒久的な制度とするためにも、広域自治体を一元化する必要があると考えております。

財源等につきましても、まだ今は粗いシミュレーションということになっておりますが、しかし、財源が出ることは確実でありますし、特に広域自治体の成長は、今の広域自治体の予算をどのように配分するかというところが重要であることから、新しい大都市制度で広域自治体にどれだけの新たな財源が生まれるかというよりも、今の広域自治体、すなわち大阪府の予算編成を広域行政体が一元的に予算編成できるかどうかというところが重要なポイントだと考えております。

制度移行時期についてであります。協議会での指摘事項であります。平成27年4月の制度移行については、これまでの議論から考えて、極めて厳しいと言わざるを得ない。制度移行の可能性も含めて議論をする中で、実現可能に向けた工程表を組み上げる必要がある。その中で制度移行に決定すべきとのご指摘がありました。

次の第3ステージで区の名称や区役所の位置などの残る課題の議論にあわせて特別区の設置の日や工程についてもきちんとして提示し、ご議論いただきたいと考えております。

以上、これまでの残された課題につきましてご指摘をいただいた点について、これからもクリアにしていきたいと考えておりますが、これらのさまざまな課題をさらに深掘りしていくためにも、今の4案並列ということではなく、5区、分離案という案に議論の対象を絞らせてもらいながら、現実的な合理的な議論をさせていただきたいと思っております。

決してこの1案確定という、5区・分離案に確定ということではなく、もちろん修正変更の余地もありますが、また委員の皆さんの意見を制約するものではありませんが、ご指摘をいただいた課題をきちんと深掘りをしていくためには、議論のやり方として1案を軸に議論していくものと考えております。

特に、公明党さんから指摘をいただきました国との調整事項等については、かなり進んでいるというふうな考えておまして、これまでなかなか難しいと思われていた法令改正や、いわゆる財政問題、実質公債費比率、それから調整財源等の財政問題については、方向性が見えてきている、実現可能な状況、法令改正と条例というものを組み合わせて実現可能なものと考えておりますが、この点につきましては、事務局のほうから詳細に報告をさせていただきます。以上です。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

国との調整状況については、私のほうから説明させていただきます。

資料2-1をごらんください。

1枚めくっていただきまして、裏表紙の部分に、今回の資料の位置づけを記載しております。この資料は、大都市法に基づく国との正式な協議に先立ち、パッケージ案をもとに、国との間で進めている調整状況を今回お示しさせていただきましたものでございます。あくまでも現時点での状況という点でございますので、ご留意のほうをお願いしたいと思います。

今後、国との協議・調整を確たるものとしていくためには、区割り、事務分担などの制

度設計に係る具体的な検討をさらに進めていく必要があると認識しているところでございます。

資料のほうは、大きく事務分担と財政関係に分けて取りまとめております。

まず、事務分担について説明させていただきます。

2 ページをごらんいただきたいと思っております。

事務分担に関する法令は、1 2 3 ございますが、右側の部分にこれまでの経過という部分がございます。事務分担に関しては、国とこれまで第 8 回及び前回の第 1 2 回の協議会で、そのやりとりの部分についてはご報告させていただいたところでございますが、その後、今月の 2 9 日、再度、国から質問・意見の送付があったところでございます。

今回の、国の各府省からの意見・質問の詳細につきましては、別途資料 2-2 のほうにその内容を取りまとめておりますので、それは後ほどご確認いただければと思っておりますが、その概要は、今の資料の 3 ページにまとめておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

3 ページの下の部分に中核市・特例市権限と、都道府県・指定都市権限に欄を分けて意見の概要を記載しております。

左側は中核市・特例市権限の意見の概要ということで、特別区が「中核市並み」の規模・能力を備えるのであれば、特別区が担う方向で検討している。あるいは、協議会で検討中の組織・要員体制が具体的に示された際に、特別区に移譲することについて改めて協議するといった意見が中核市・特例市権限については寄せられているところでございます。

一方で、右側の都道府県・指定都市に係る権限の部分につきましては、国からの意見といたしまして、事務処理の質を具体的にどのように確保するのか。大都市特例により移譲されていない事務について、特別区のみに移譲する特例を措置するのは困難である。法改正により特別区に移譲するのではなく、事務処理特例条例を活用すればよいのではないかな等の意見が寄せられているところでございます。

各府省の意見・質問は、これまでのやりとりを通じて、おおむね今回の内容で集約されるものであると理解しているところでございます。

3 ページの一番下の段のところには、これまで意見・質問のあった法令数を記載しております。

全体として減少しておりますが、特に、中核市・特例市権限に係るものについては約半数にまで減少しているところでございます。これまでのやりとりを通じて、各府省に一定の理解が得られつつあるものと認識しているところでございます。

恐れ入りますが、2 ページのほうに戻っていただきまして、右側の下段の囲みの部分でございまして。

こうした調整の状況を踏まえまして、今後の進め方ということで、これを中核市・特例市権限の部分と都道府県・指定都市権限に分けて記載しております。

まず、中核市・特例市権限につきましては、法令改正により対応する方向で調整してきたところでございますが、引き続きこの方向で調整していきたいというふうに考えております。

都道府県・指定都市権限のほうにつきましては、事務処理特例条例による対応も含め、

国と調整を進めることとしたいというように考えているところでございます。

事務分担に関しては以上でございます。

続きまして、財政関係についてご説明させていただきます。

5 ページ以降が財政関係でございますが、まず、6 ページをお願いいたします。

6 ページに財政関係の一つ目の課題として、財政調整財源に関する課題がございます。

パッケージ案では、現行法上の普通税三税、調整財源と呼んでおります法人市町村民税、固定資産税等、これらの三税に加えて、地方交付税を追加、加えるという案を提案させていただいたところでございます。

その理由といたしましては、点線の囲みで書いておりますが、税収動向によっては、特別区の財政調整に必要な財源が不足する事態も考えられることから、制度を安定的に運営していくために不可欠との考えで提案したものでございます。

それに関する国との調整及びその結果としての検討の方向性といたしましては、この交付税を加えるという提案につきましては、国のほうの考えといたしまして、地方交付税法上、国がその交付税の用途を制限できないということが規定されておりますことから、国との調整による検討の方向といたしましては、広域自治体の条例におきまして交付金の額に加算することを可能とする方向で国のほうで法令改正していただくという方向になっております。

臨時財政対策債については、今の制度どおり、他の市町村と同様に特別区で発行できるようにする方向でございます。

こうした法令改正が実現いたしますと、対応の方向として、新たな広域自治体の条例で、地方交付税の一定割合の額を特別区財政調整交付金の額に追加を行うことができることとなりますので、こういう方向で検討しております。

この法令改正と条例改正を組み合わせることで、新たな大都市制度に対応した財政調整を行っていくことが可能になるものと考えております。

7 ページは財政調整のイメージ図ということで、飛ばしていただきまして、続きまして、8 ページをお願いいたします。

二つ目の項目といたしまして、健全化判断基準に関する国との調整がございます。

これは、既発の大阪市債を新たな広域自治体に承継する、そのことによりまして、広域自治体の健全化判断比率の算定がどうなるのかという問題でございます。

単純に、公債費を広域自治体にオンすることで、かなり指標が悪化するのではないかとということでございますが、これに対する対処法といたしまして、右側の欄に国との調整状況、方向性について記載しております。

まず、二つ目のポツのところ、特別区が負担する既発市債の償還分については、特別区設置協定書に基づき、各特別区が新たな広域自治体に償還負担金を支出するという方法をとることとしております。

そして、この仕組みを行っていくために、三つ目のポツ、四つ目のポツのところ、特別区がとることになります債務負担行為、こういうことを設定することによって、この仕組みを担保していくことを考えております。

こうした方法を前提に国との調整による方向性といたしましては、新たな広域自治体の

実質公債費比率の算定におきましては、特別区の償還負担金を特定財源扱いして控除する。算定式でいいますと、左側の中ほどに算定式がありますが、その部分のBの欄に、特別区の償還負担金の部分を入れることによって、公債費比率の、いわゆる分子の部分減らせるということでございます。

一方、特別区の比率算定におきましては、各特別区の償還負担金を準元利償還金ということで、今の算定式でいいますと、Aの部分に算入する方向で国のほうで決定いただくこととなっております。

こうすることによって、負担の実態に即した比率算定が可能になると考えるところでございます。

数値のイメージといたしましては、9ページ一番下の部分に参考ということで、実質公債費比率の算定イメージと書いておりますが、23年度決算をいたしました3カ年平均の数値で申し上げますと、概算数値ですが、大阪府の現行18.4%、大阪市、現行10%という数値が単純に広域自治体にその数値を乗っけるだけでしたら、約30%となっていたものが、こういう国との調整による控除方式を設けることによりまして、新たな広域自治体では18%程度になると。一方、特別区全体で見ると9%程度になるということで、ほぼ数値的に影響が出ないようになるだろうというふうになっております。

ちょっと、説明省きましたが、これは実質公債費比率の話でしたけども、類似の指標ということで、ストック面をあらわしている将来負担比率というのがございますが、それも同様の方式で算定する方向になっておりますので、こちらのほうも影響が出ることはないと考えております。

それから、1ページめくっていただきまして、10ページをお願いいたします。

地方交付税についてです。地方交付税に関する国との調整事項は二つございました。1点目は、全特別区を一つの市とみなして広域自治体として合算して算定するという方式でございます。

2点目は、制度移行によって、それまで政令市としての算定から都道府県としての算定になること及び特別区で必要となる行政経費が新たに生じると、こういうことで様々な算定上の増減要素が生じることが予想され、これによって新しい大阪の具体的な算定がどのような方向で行われるのか、国と調整が必要ということでございました。

調整状況及び検討の方向性でございますが、1点目の合算算定は、その方向でやっていくということです。2点目の部分につきましては、現行の大阪府・大阪市の算定水準を基本として、交付税を算定していく方向で国のほうで検討していただくということになっております。

具体的な内容につきましては、事務分担等の内容を踏まえまして、国のほうで算定されていくこととなります。

その下に簡単な図がありますけども、現行の今の大阪府の地方交付税、大阪市の地方交付税、その需要額ということになります。その①と②の部分が大都市制度へ移行してさまざまな増減要素があったといたしましても、合算算定の際には、おおむねこの①プラス②の水準で算定されていくものと、こういうところで国と調整したところでございます。

それから、続きまして、11ページでございます。特別区設置に伴う再編コストでござ

います。

これはイニシャルコストへの対応に関して調整したものでございますが、その方向性といたしましては、右側の部分でございますが、特別区の初期コストの負担の平準化を図るためということで、現行の地方財政措置の活用について、これはイニシャルコスト等が具体的状況において、どうなっていくかということ踏まえた上でということで、具体化に向けて、さらに協議をしていこうということで検討するとの方向性を示していただいたところでございます。

最後に、税源配分でございます。

国との調整事項欄の中ほど、①から③まで書いてるものですが、特別とん譲与税、それから国有資産等所在市町村交付金、それから国有提供施設等所在市町村助成交付金でございますが、これにつきましては、パッケージ案の際は、特別区の収入といたしておりました。現行の東京都の制度では、広域自治体、都の収入となっているのですが、その特別区の収入とした私どもの考え方といたしまして、点線の枠囲みに入れておりますが、一番大きかったのは、広域自治体の収入とした場合に、特別区が所有しております貸付資産、これは市営住宅などということになりますけれども、膨大な資産がございますので、これについて、新たに市町村交付金がどうなるのかというところが、かなり不明確な状況でございました。そういうこともあって、特別区の収入としてたわけてございますが、今回、国と調整を進めていく中で、この①から③の譲与税及び交付金については、国の意見といたしまして、固定資産税の課税庁に帰属させるのが適当であるという意見がございまして、収入として新たな広域自治体の収入としていく方向、これは東京都と同様ということになりました。それから、こちらが懸念しておりました特別区が所有する貸付資産等の扱いにつきましては、今の法規上であっても、市町村交付金を広域自治体に交付する必要はないということを国の所管庁と確認することができましたので、この点では課題がクリアできたものと考えているところでございます。

以上、事務分担関係、財政関係についての国との調整状況及びその方向性についての報告を終了させていただきます。

(浅田会長)

これまで協議会の中でご指摘されました点につきまして、市長と大都市局のほうからご説明いただきました。

それから、冒頭、これからの進め方について、前回、知事・市長提案、知事のほうからご提案がありまして、4案を1案に絞るというご提案について、否とするか可とするか、この場でお答えいただきたいということに関しましては、冒頭、各会派からご意見を聞かせていただきましたが、否決をされております。したがって、法定協議会は、これで閉じさせていただきます。

代表者会議につきましては、2月12日、次回の法定協議会までに日程を調整させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

松井委員。

(松井委員)

改めて確認です。我々は4案を1案に絞りまして、先ほど事務局からも真摯にご懸念のある指摘をされた財政調整、それから事務分担についてもお話をさせていただきましたが、これを1案に絞っていただけないとなりますと、これから精緻に、さらに精密な資料を提出をし、議論をすることが不可能だという認識に僕と市長は立っております。

だから、改めてこの場で法定協として、この今の時点では案が全くなくなったということでもありますから、このまま法定協がもう閉鎖されるということを改めて、ちょっと議決をお願いしたいと思います。

(浅田会長)

法定協議会が閉じられる。

(松井委員)

だから、我々の提案を賛成か反対か、もう一度はつきり、これはもう圧倒的、どことどこがどう反対でこうなったというのを改めて確認だけしといてくださいね。

(浅田会長)

冒頭の知事・市長提案に関して、先回の4案を1案に絞り込みたいという知事・市長提案に関して、その可否を今回の法定協議会で聞かせていただくということにしておりました。それで、冒頭聞かせていただいたところ、反対が多数ありました。

(松井委員)

維新だけです、賛成は。

(浅田会長)

そうです。

(松井委員)

わかりました。

(浅田会長)

先ほど申しあげましたように、次回は2月12日を予定しており、それに先立って、代表者会議を開催させていただき日程を調整させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。